参 考 資 料

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定

「憲章」: 国民的な取組の大きな方向性を提示

「行動指針」:企業や働く者等の効果的取組、国や地方公共団体の施策の方針

【「憲章」と「行動指針」の意義】

【従来】 働き方の見直しは、個々の企業の取組に依存 → 一部の先進的な取組にとどまり、社会的な広がりに欠けていた

【今般】 政府や有識者に加え、経済界、労働界及び地方のトップで協議、合意 → 社会全体を動かす大きな契機に

【働き方の二極化】

○企業間競争の激化、経済低迷や産業構造の変化 → 正社員以外の労働者が大幅に増加、正社員の労働時間の高止まり 【共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識】

○【かつて】夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的

【現在】女性の社会参加等により、勤労者世帯の過半数が共働き世帯。働き方や子育て支援などの社会的基盤は従来のまま。 職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残存。

【仕事と生活の間で問題を抱える人の増加】

- 正社員以外の働き方の増加 → 経済的に自立できない層
- 長時間労働 → 「心身の疲労」「家族の団らんを持てない層」
- 働き方の選択肢の制約 → 仕事と子育ての両立の難しさ

【少子化対策や労働力確保が社会全体の課題に】

- 結婚や子育てに関する人々の希望を実現しにくいものにし、急速な少子化の要因に
- 働き方の選択肢が限定、女性や高齢者等の多様な人材を活かすことができない
- ○個人の生き方や人生の段階に応じて多様な働き方の選択を可能にする必要
- ○働き方の見直しが、生産性の向上や競争力の強化に=「明日への投資」

仕事と生活の調和が実現した社会の姿

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

①就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

《行動指針に掲げる目標(代表例)》

○就業率(②、③にも関連) <女性(25~44歳)> 現状 64.9% → 2017年 69~72% <高齢者(60~64歳)>

現状 52.6% → 2017年 60~61%

○フリーターの数 現状 187万人 → 2017年 144.7万人以下

②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

《行動指針に掲げる目標(代表例)》

〇週労働時間60時間以上の雇用者の割合

現状 10.8% → 2017年 半減

〇年次有給休暇取得率

現状 46.6% → 2017年 完全取得

③多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

《行動指針に掲げる目標(代表例)》

〇第1子出産前後の女性の継続就業率

現状 38.0% → 2017年 55%

〇育児休業取得率

(女性)現状 72.3% → 2017年 80% (男性)現状 0.50% → 2017年 10%

〇男性の育児・家事時間(6歳未満児のいる家庭)

現状 60分/日 → 2017年 2.5時間/日

関係者が果たすべき役割

企業と働く者

個々の企業の実情に合った効果的な進め方を労使で 話し合い、自主的に取り組んでいくことが基本

《行動指針に掲げる具体的な取組》

(総論)

- 経営トップのリーダーシップの発揮による職場風土改革のため の意識改革、柔軟な働き方の実現等
- ○目標策定、計画的取組、点検の仕組、着実な実行
- 労使で働き方を見直し、業務の見直し等により、時間当たり生 産性を向上

(就労による経済的自立)

- 人物本位による正当な評価に基づく採用の推進
- 〇 就業形態に関わらない公正な処遇等
- (健康で豊かな生活のための時間の確保)
- 〇 労働時間関連法令の遵守の徹底
- 労使による長時間労働の抑制等のための労働時間等の設定 改善のための業務見直しや要員確保の推進

(多様な働き方の選択)

- 育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、テレワーク、 在宅就業など個人の置かれた状況に応じた柔軟な働き方を支え る制度整備と利用しやすい職場風土づくりの推進
- 女性や高齢者等への再就職・継続就業機会の提供

国·地方自治体

我が国の社会を持続可能で確かなものとすることに関わることから、国と地方公共団体も、企業や働く者、国民の取組を積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりを積極的に実施《行動指針に掲げる具体的な取組》

(総論)

- 実現に向けた枠組みづくり
- ・国民運動の展開(政労使合意・地域の実情に応じた展開)
- ・制度的枠組の構築(企業の次世代育成支援の取組促進、働き 方に中立的な税・社会保障制度の検討)
- ・取組企業への支援、社会的評価(企業情報の収集・提供、中小企業への支援、顕彰制度等)
- 〇 関係法令の周知と遵守のための監督指導の強化

(就労による経済的自立)

- 〇 若年者等の経済的自立の支援
- (健康で豊かな生活のための時間の確保)
- 労使による長時間労働の抑制等のための労働時間等の設定 改善のための取組の支援

(多様な働き方の選択)

○ 保育サービスの充実等の多様な働き方に対応した子育で支援の推進、地域で育児・介護等を行う家族を支える社会的基盤の形成

進捗状況の点検・評価

- ○「仕事と生活の調和」実現度指標等の活用により、全体としての進捗状況を把握・評価し、政策へ反映
- 憲章、行動指針の点検・評価を行うため、学識経験者、労使の代表で構成される検討の場を設置

ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議構成員名簿

(関係閣僚)

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣(少子化対策、男女共同参画)

内閣府特命担当大臣(経済財政政策)

総務大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

(団体の代表者)

みたらい ふじょ 御手洗 富士夫 (社)日本経済団体連合会会長

やまぐち のぶお 山口 信夫 日本商工会議所会頭

たかぎ つまし 髙木 剛 日本労働組合総連合会会長

おかもと なおみ 岡本 直美 NHK関連労働組合連合会議長

あそう わたる 麻生 渡 全国知事会会長

(有識者)

大沢 真知子 日本女子大学人間社会学部教授

佐藤博樹東京大学社会科学研究所教授

でしる なおひろ 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部教授

[有識者については五十音順・敬称略]

「働き方を変える、日本を変える行動指針」(仮称) 策定作業部会名簿

(有識者)

内永 ゆか子 特定非営利活動法人 J-Win 理事長

大沢 真知子 日本女子大学人間社会学部教授

佐藤 博樹 東京大学社会科学研究所教授

武石 恵美子 法政大学キャリアデザイン学部教授

樋口 美雄 慶應義塾大学商学部教授

八代 尚宏 国際基督教大学教養学部教授

山川 隆一 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

(団体の代表者)

使用者代表

紀陸 孝 (社)日本経済団体連合会専務理事

田中 常雅 東京商工会議所人口問題委員会副委員長

(醍醐建設株式会社代表取締役社長)

坂田 甲一 (社)日本経済団体連合会労働法規委員会

労務管理問題検討部会長

労働代表

古賀 伸明 日本労働組合総連合会事務局長

横山 陽子 日本サービス・流通労働組合連合中央執行役員

杉山 豊治 情報産業労働組合連合会政策局長

官民トップ会議と作業部会の開催実績

〇 ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議

第1回	平成 19 年 7 月 17 日(火)	・ワーク・ライフ・バランス憲章及び行動指針の策		
		定について		
		・行動指針策定作業部会について		
第2回	平成 19 年 12 月 18 日(火)	・「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)		
		憲章 (案)」及び「仕事と生活の調和推進のための行		
		動指針(案)」について		
		・署名、政労使の決意表明		

〇 行動指針策定作業部会

〇 行動]指針策定作業部会	
第1回	平成 19 年 8 月 31 日(金)	・ワーク・ライフ・バランス憲章(仮称)及び行動
		指針(仮称)の作成の経緯について
		・今後のスケジュール、議論の進め方について
		・ワーク・ライフ・バランスの必要性について
第2回	平成 19 年 9 月 26 日(水)	・関係者ヒアリング
		・ワーク・ライフ・バランス憲章(仮称)のイメー
		ジについて
第3回	平成 19 年 10 月 2 日(火)	・「働き方を変える、日本を変える行動指針」(仮称)
		のイメージについて
第4回	平成 19 年 10 月 18 日(木)	・ワーク・ライフ・バランス憲章(骨子案)及び「行
		動指針」に盛り込む内容について(案)
		・数値目標の検討状況について
		・ワーク・ライフ・バランス社会の実現度指標の検
		討状況について
第5回	平成 19 年 10 月 31 日(水)	・ワーク・ライフ・バランス憲章(案)及び「行動指
		針」に盛り込む内容について(案)
		・数値目標の検討状況について
		・ワーク・ライフ・バランス社会の実現度指標につい
* C -	亚世 10 年 11 日 0 日 (合)	て
第6回	平成 19 年 11 月 9 日(金)	・ワーク·ライフ·バランス憲章(案)及び「行動指 針」に盛り込む内容について
		・数値目標(案)について
第7回	平成 19 年 11 月 14 日(水)	・「ワーク・ライフ・バランス憲章(案)」及び「行動
<i>차</i> / 법	〒13.13 年 1 月 19 日(小 <i>)</i>	指針に盛り込む内容について」(修正点について)
		・ワーク・ライフ・バランス社会の実現度指標(案)
		について
第8回	平成19年11月28日(水)	・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)
7,51	1,77.0	憲章 (案) 及び「仕事と生活の調和推進のための行
		動指針(案)」について
		・「ワーク・ライフ・バランス社会の実現度指標(案)」
		について
		·

憲章・行動指針の策定に至る経緯について

○ 経済財政諮問会議 労働市場改革専門調査会第一次報告(平成 19 年4月6日)

第3章 《ワークライフバランス憲章—働き方を変える、日本を変える—》の策定 2. ワークライフバランス実現への本格的取組み (《ワークライフバランス憲章—働き方を変える、日本を変える—》の策定)

ワークライフバランスを実現するためには、過去に同様な状況に直面したイギリス等の国々の経験に照らして、政労使による大きな国民運動を巻き起こし、大胆な意識改革を図るとともに、具体的な取組みを果敢に進める必要がある。このため、政府は、《ワークライフバランス憲章—働き方を変える、日本を変える—》を策定し、ワークライフバランスの実現に向けた本格的な取組みを進めるものとする。

- 経済財政諮問会議民間議員ペーパー(平成 19 年4月6日) (『働き方を変える行動指針』の制定に向けて)
 - 3、「ワークライフバランス憲章」を基本的な考え方とし、官民あげて、仕事と生活の両立を目指す『働き方を変える行動指針』を策定すべきである。この『行動指針』は、関係各省及び「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議や男女共同参画会議と連携をとり、少子化社会対策基本法などこれまでの取組も盛り込んだ、政府の横断的な政策方針とするとともに、経済界・労働界をはじめ社会全般にわたるイノベイティブ・キャンペーンの展開などを含む必要がある。
 - 4、『行動指針』は、労働市場改革専門調査会報告にあるような、就業率向上や労働時間短縮などの数値目標を明確に掲げ、PDCA サイクルのもとで実績を検証しながら、その確実な達成を図るべきである。

○ ワーク・ライフ・バランス憲章、行動指針に関する総理発言 (平成 19 年4月6日 経済財政諮問会議)

長時間労働を前提として経済が成り立つ、また仕事が成り立つというのは、やはりそれは間違っているのだろうと思う。その観点から、生産性を上げていく努力をする、質を高めていく努力をするというのは当然であろうし、また家族と時間を過ごすということは、これはやはり家族がしっかりしていなければ国が成り立たないという根本にも遡るだろうと思う。そういう意味においてもワークライフバランスは大切であり、少子化対策等の観点からも重要なテーマであろうと思うので、安倍内閣として本格的に取り組みたいと思う。 民間議員から提案のあった「働き方を変える行動指針」について、政府部内で十分連携し、とりまとめることとしたいと思うので、よろしくお願いしたい。

○ 男女共同参画会議 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する専門調査 会「ワーク・ライフ・バランス」推進の基本的方向(平成 19 年5月 24 日)

おわりに

現在、ワーク・ライフ・バランスの推進について、政府において様々な検討が行われている。経済財政諮問会議、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議においては、「ワーク・ライフ・バランス憲章」や「働き方の改革を推進する行動指針」を策定することが提案されているところであり、男女共同参画会議としてもこれらの会議等と十分な連携を図っていく必要がある。

○「子どもと家族を応援する日本」重点戦略中間報告(平成 19 年6月1日)

重点戦略策定に向けての基本的考え方

3 重点戦略策定の方向性 (働き方の改革によるワーク・ライフ・バランスの実現)

国民が働き方についての意識を変え、企業も行動を変えていくためには、社会全体でワーク・ライフ・バランスを達成する国民運動のみならず、関係府省や地方公共団体が一体となって、総合的かつ体系的な施策の展開を図っていく必要がある。このため、「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び政府において「働き方の改革を推進する行動指針」を政策のパッケージとして策定することが必要である。

○「経済財政改革の基本方針 2007(骨太方針)」(平成 19 年6月 19 日閣議決定)

3. 労働市場改革

人口減少下で貴重な人材がいかされるには、すべての人が働きがいと意欲を持ち、自ら の希望に基づいて安心して働けることが重要である。その観点から、複線型でフェアな働 き方の実現に向けた労働市場改革に取り組む。

【改革のポイント】

- 1. 働き方の改革の第一弾として、<u>仕事と家庭・地域生活の両立が可能なワーク・ライフ・バランスの実現に向け、「ワーク・ライフ・バランス憲章」(仮称。以下、「憲章」という。)及び「働き方を変える、日本を変える行動指針」(仮称。以下、「行動指針」という。)を策定</u>する。
- 2. 労働市場改革について引き続き検討を進める。

【具体的手段】

(1) 「憲章」及び「行動指針」の策定

経済財政諮問会議「労働市場改革専門調査会」(以下、「専門調査会」という。)、男女共同参画会議「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する専門調査会」、「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略検討会議」の提言等を踏まえ、関係府省の連携の下に、平成 19 年内を目途に「憲章」及び以下の内容を含めた「行動指針」を策定する。経済財政諮問会議は、策定作業の進ちょく状況について報告を受け、議論を行う。

- 就業率向上や労働時間短縮などの数値目標
- ワーク・ライフ・バランス社会の実現度を把握するための指標の在り方
- ・ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援施策、制度改革等に関する政府の横断 的な政策方針
- ・ 経済界・労働界を含む国民運動の推進に向けた取組方針
- (2)労働市場改革についての検討

専門調査会において、冒頭の趣旨を踏まえて労働市場改革をめぐる課題について引き 続き検討を進め、その報告等を踏まえ、経済財政諮問会議で議論を行う。